

## 平成30年第9回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年9月28日(金)午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

### 2. 会議構成人員(38名)

#### 出席農業委員(12名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
6番	山本繁夫	委員	7番	有賀良雄	委員
9番	緑川喜文	委員	11番	星保雄	委員
13番	塩田一也	委員	17番	矢野正則	委員
18番	北野唯道	委員	19番	砂塚功	委員

#### 欠席農業委員(7名)

5番	我妻貢	委員	8番	鈴木滋夫	委員
10番	齋藤茂	委員	12番	和田一男	委員
14番	矢吹幸彦	委員	15番	大戸文治	委員
16番	本宮勝正	委員			

#### 出席農地利用最適化推進委員(14名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
樋口幹夫	委員	邊見芳正	委員
篠宮四郎	委員	齋藤一廣	委員
小泉光敏	委員	深谷昭	委員
橋本賢一	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員

#### 欠席農地利用最適化推進委員(5名)

鈴木信秋	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	深谷宏光	委員

富 永 進 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 買受適格証明願の申請について
- 2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	竹内 忍	副 主 査	渡部 美紗
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	長谷川 章
東分室長	近内 友明		

◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。本日は、水稻の収穫期を迎え、農繁期で大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、平成30年第9回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、買受適格証明関係が1件、農地法第3条関係が1件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が5件、合わせて13件をご審議いただきます。よろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

---

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

今、局長からもありましたように、大変貴重な時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。休会になってしまうんじゃないかなと心配していたんですけども、おかげさまで会を成立してできるようになりました。ありがとうございました。

最近、新聞等を見ますと、TPPの関連法が成立したとか、アメリカとの閣僚会議がそのまま進んでいって、FTAにつながるんじゃないかという心配もあります。そして、11月29日に私が代表で参加してきますが、全国農業委員会会長会議が、全国大会がございますので、またその席上、地元選出の国会議員の皆さんに要請活動等やってまいりたいと思っております。

とにかく心配なことが尽きないわけですが、皆様には、体に気をつけられまして農作業に励んでいただきたいと思っております。

そして、11月13日、県下農業委員会大会がございますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

そして、来月からは、ネクタイとスーツ着用ということで会議のほうにもご出席くださいますようお願いを申し上げておきます。

それでは、ただいまより第9回白河市農業委員会総会を開催したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で  
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、1番、早津和一委員、2番、高橋義勝委員の両名を  
指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

5番、我妻貢委員、8番、鈴木滋夫委員、10番、齋藤茂委員、12番、和田一男委員、14番、  
矢吹幸彦委員、15番、大戸文治委員、16番、本宮勝正委員、これから推進委員の方でござい  
ますが、深谷宏光委員、鈴木信秋委員、矢内照美委員、鈴木茂次委員、富永進委員、合計12  
名であります。

---

◎議案第1号

会 長 それでは、議案第1号 買受適格証明願の申請についてを審議いたします。  
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) 2ページをごらんください。

それでは、朗読させていただきます。

議案第1号 買受適格証明願の申請について。買受適格証明願について申請があったので、  
買受適格証明の交付について審議を求め。平成30年9月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 本件は、農地法第5条の基準により審議いたします。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) 3ページをごらんください。

買受適格証明願その1についてご説明を申し上げます。

今回、申請農地の債権者は、白河地方広域市町村圏整備組合でございます。差し押さえら  
れた農地を取得するには、農業委員会の買受適格証明の交付を受け、入札に参加する必要が  
あります。よって、申請人が農地買い受け適格者か否かを、第5条の基準に沿って審議いた  
だくものです。

なお、今回の公売につきましては、8月3日に公売公告がされ、10月10日に入札が行われます。

附帯決議といたしまして、決定を受けた者が申請物件の落札者となった際は、売却決定通知書及び今回の審議の承認をもって所有権移転の許可証を交付するものです。

それでは、説明を続けます。

【その1朗読】

以上のことから、市街地近傍小集団農地に該当しますので、立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われしますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 買受適格証明願その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

この案件については、去る9月23日、砂塚委員と申請人と3人で現地確認しました。1月に駐車場として、許可申請を諮った現地でありますので、日照権とか土砂の流出の部分も全く問題ありませんので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

---

◎議案第2号

会 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

8ページをごらんください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成30年9月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（竹内副主査） それでは、9ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1朗読】

以上、その1の案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷昭です。

去る9月15日9時より、有賀委員と譲受人で現地確認したところ、譲渡人は高齢で、現在、譲受人が耕作している状況ですので、申請書どおりに何も問題はないと思いますので、皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

---

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

10ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年9月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、11ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきましては、9月26日16時から、現地で早津和一委員と確認をしております。  
当日、譲受人においでいただきまして、この申請内容について説明を受けました。申請書の  
内容どおりでございます。ただ、ここの下水道が布設されていないこと、29年10月にこの敷  
地よりもむこうの転坂31番地の申請がありまして、それが許可されておりますけれども、そ  
のときに下流の所有者の方々、皆さん、合併浄化槽を流すということを同意されているとい  
うことでございます。また、聞きましたところ、転坂の下水道の布設の計画についても考え  
ているということございました。譲受人の話でも、下水道ができたところに即つなぐような  
体制で考えているということでございます。周りの農地には影響は少ないと考えていますの  
で、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、16ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許  
可できませんが、市道に帰属予定であることから、例外規定の事業認定告示事業に該当する  
ものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫 1 地区担当の円谷です。

この申請につきまして、去る24日、塩田委員と現地調査を行いました。設定人並びに被設定人は、代理人として渉外部長に現地においていただきまして、申請内容を確認しました。周辺農地への影響もないと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、21ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきましては、9月27日11時より、現地に譲渡人、それから譲受人においていただきまして、現地のほうで説明を受けました。この申請書の内容のとおりでございます。周りにも農地はありませんので、何ら問題ないと考えております。よろしくご審議お願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、26ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしく

お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきましては、9月26日16時半、早津和一委員と申請人宅を訪ねまして、設定人である母親に説明を受けております。設定人は、息子である被設定人にお任せしていいということでございます。被設定人は当日いないので、帰りが遅いということなので、明日連絡くださいということで、27日の朝、電話いただきまして、この計画についてお聞きしましたところ、この申請書のとおりでございました。周りにも農地はありませんので、問題ないと考えております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、31ページをごらんください。

**【その5朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

去る24日、我妻委員と譲受人、譲渡人の4名で現地確認を行いました。周辺地域の農地の機能に対する支障並びに土砂流出等は擁壁で囲まれておりますので、支障ないものと思われまます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、36ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、公共施設至近距離区域内農地の第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

秋元委員 大信信夫2地区担当の秋元でございます。

この件につきまして、去る25日午後1時より、大戸委員と現地調査をいたしました。当日は、設定人の長男、被設定人は、代理人の行政書士が立ち会いのもと、申請内容を確認しました。3者とも申請合意であるということを確認できました。また、周辺農地には影響はないものと思われまますが、皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

---

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

41ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。平成30年9月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（渡部副主査） それでは、44ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【所有権の移転第1号朗読】

この案件につきましては、去る9月7日に大信信夫1地区担当委員の塩田委員、円谷委員立ち会いのもと、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 本案件は、承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定、第1号から第4号並びに所有権の移転、第1号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、賃借権の設定、第1号から第4号並びに所有権の移転、第1号について、原案のとおり承認いたします。

---

◎その他

会長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

総体的に皆様のほうから何かございませんか。

ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 それでは、その他、事務局より報告事項がございますので、事務局お願いします。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

1点目ですが、農地利用状況調査につきましては、お忙しい中、調査いただきまして大変ありがとうございました。まだ調査がお済みでない委員さんがおられましたら、お早目に調査の上、事務局へご提出をお願いします。

なお、調査実施の折に、農地の集約化、集積化、農地利用の最適化、有効利用に結びつきそうだななどといった情報をキャッチされました委員さんにおかれましては、事務局に関する情報をお寄せいただくとともに、今後の相談活動につなげていただければと存じます。お疲れさまでございました。

2点目は、皆様方に、提出までの期間が大変短い中、ご協力いただきましたアンケート調査について、お礼申し上げます。

このアンケートは、調査の目的として記載しておりましたが、県から報告を求められております農業委員及び農地利用最適化推進委員による地域の話し合いへの参画、場づくりの状況、相談状況などについて皆様方の日々の活動状況などを把握させていただくため、調査をさせていただいたところでございます。改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

3点目は、お手元に委員報酬の上半期分の明細書を配付させていただきました。本日、皆様方の指定口座に振り込みとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

4点目ですが、冒頭で会長からも挨拶にありましたが、平成30年度の福島県下農業委員会大会の開催案内と参加のお願いについて文書をお配りしております。開催日が11月13日火曜日、開催時間が今年度より午後の開催に変更されておりますので、市役所駐車場の集合時間を午前10時20分としております。大会会場は、例年どおり福島市のパルセいいざかで開催されますので、多数の参加をお願い申し上げます。また、開始時間が12時半となりますので、簡易な昼食を準備いたします。恐縮ですが、出欠報告につきましては、10月12日金曜日までに事務局へご連絡をお願いいたします。

5点目になります。

同じく会長挨拶にもございましたが、クールビズの終了のお知らせになります。5月7日より実施しておりました「ノーネクタイ・ノー上着」のクールビズは、9月30日をもって終了となります。来月の総会からは、上着など着用の上、ご出席願います。

最後になりますが、次回総会につきましては、10月31日水曜日午後2時から、ここ正庁で開催いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

会 長 ほかに皆さんのほうから意見、質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

利用状況調査終わっていない方、くれぐれもできるだけ早い期日に、9月実施ということで記載して提出方をお願いしたいと思います。

---

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成30年第9回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 2時55分)